

**「BBフォン利用規約」新旧対照表**

改定前( 2008 年 2 月 29 日付)	改定後( 2008 年 6 月 3 日付)
<p>2 3 条3 項( 料金の計算方法)</p> <p>②当社が指定する電気通信事業者が使用する電気通信番号に対して発信した通話</p>	<p>2 3 条3 項( 料金の計算方法)</p> <p>②ホワイトコール 24( 後記第 65 条の3 第 1 項に定義します。) を利用した通話</p> <p>③当社が指定する電気通信事業者が使用する電気通信番号に対して発信した通話</p>
<p>規定なし</p>	<p>第1 2 章の2 ホワイトコール 24</p> <p>第6 5 条の2 ( 本章の適用)</p> <p>本章は本サービスのオプションサービスであるホワイトコール 24 の利用契約を申込または利用する者にのみ適用されるものとします。</p> <p>第6 5 条の3 ( 定義)</p> <p>1 . 「 ホワイトコール 24」とは、本サービスからソフトバンクモバイル株式会社( 以下「ソフトバンクモバイル」といいます) が提供する携帯電話( 以下「ソフトバンク携帯電話」といいます) に発信した場合の国内通話料が24 時間無料となるサービスをいいます。</p> <p>2 . 「 ホワイトコール 24 利用契約」とは、ホワイトコール 24 を利用するための本規約に基づく契約をいいます。</p> <p>第6 5 条の4 ( ホワイトコール 24 利用契約)</p> <p>1 . 会員がホワイトコール 24 を利用するためには、当社所定の方法により当社に対してホワイトコール 24 の提供申込を行なう必要があります。なお、会員が、第7 条第2 項の定めに該当する場合には、当社はホワイトコール 24 の提供申込を承諾しないことがあります。</p> <p>2 . 会員によるホワイトコール 24 の提供申込を当社が承諾した日をもってホワイトコール 24 利用契約の成立日とします。</p> <p>第6 5 条の5 ( 提供条件)</p> <p>会員は、ホワイトコール 24 を利用するにあたり、以下の条件を満たすものとします。</p> <p>( 1) 当社が別途定める、当社が提供する電気通</p>

- 信サービスの利用契約が成立していること。
- (2) 会員または会員が当社の別途定める様式により指定した代理人が、ホワイトコール 24 に申込みこと。
  - (3) 会員またはソフトバンクモバイルが別途指定する者が、ソフトバンクモバイルに対してソフトバンクモバイルが提供する「ホワイトコール 24」に申込をしていること。
  - (4) その他当社が別途定める条件を満たしていること。

#### 第65条の6（利用開始日）

ホワイトコール 24 の利用開始日は、ホワイトコール 24 の利用契約の成立日が属する月の翌月1日とします。

#### 第65条の7（注意事項）

1. ソフトバンク携帯電話に発信した場合において、本サービスによる通話が途切れ、または遅延する等、当社の正常なサービスが利用できなくなる事態が発生した場合は、ホワイトコール 24 は適用されず、第23条第3項第(4)号の定めに従うものとします。
2. 「ケータイ割 30」を利用している会員が、ソフトバンク携帯電話以外の携帯電話に発信した場合の通話料にのみ「ケータイ割 30」が適用されるものとします。
3. 「転送電話サービス」を利用している会員が、転送先にソフトバンク携帯電話の番号を指定した場合は、第59条の定めに従い、転送元から転送先の通話料は発生するものとします。

#### 第65条の8（ホワイトコール 24 の終了等）

1. 事由のいかんを問わず、本サービスの利用契約が終了した場合またはホワイトコール 24 が適用対象外となる電気通信サービスへ変更した場合は、第32条第1項に定める利用契約終了日もしくはサービス変更が成立した日の属する月の末日をもって、ホワイトコ

ール 24 が終了するものとします。

2. 本サービス申込日から起算して 90 日後に本サービスの利用契約が成立していない場合、本サービス申込日から 90 日後の日が属する月の末日をもって、ホワイトコール 24 の提供申込は取り消されたものとみなします。
3. 第 9 条の定めに従い会員が住所等の移転の申込をした場合において、移転申込日から起算して 90 日後に第 7 条第 1 項第( 1 )号に定める工事が完了していない場合、移転申込日から 90 日後の日が属する月の末日をもって、ホワイトコール 24 の提供申込は取り消されたものとみなします。
4. 第 2 9 条第 1 項の定めに基づき、本サービスが利用停止となった場合、本サービスが利用停止となった日の属する月の末日をもってホワイトコール 24 の利用契約が終了となります。
5. 会員が本サービスの利用休止を申込した場合、利用休止が成立した日の属する月の末日をもって、ホワイトコール 24 の利用契約が終了となります。なお、第 2 9 条の 2 第 2 項の定めに基づき、本サービスの提供が再開した場合であっても、ホワイトコール 24 の提供は再開しないことを、会員は予め了承するものとします。
6. 事由の如何を問わず、ソフトバンクモバイルが提供する「ホワイトコール 24」が終了した場合、当社にてその確認がとれた日の属する月の末日をもってホワイトコール 24 は終了となります。
7. 会員のホワイトコール 24 の利用状況が不適切であると当社が合理的に判断した場合には、事前の告知なく、ホワイトコール 24 の利用を停止または終了する場合があります。